

STO-014-027

平成26年10月30日

原子力規制庁

原子力災害対策・核物質防護課長

荒 木 真 一 殿

神奈川県横須賀市内川二丁目3番1号

株式会社グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン



原子力規制庁組織変更に伴う原子力事業者防災業務計画の読み換えの件

「原子力規制委員会組織規則の一部を改正する規則」(平成二十六年十月十四日施行)により、株式会社グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパンの「原子力事業者防災業務計画」の表記の一部につきまして、当該防災業務計画の修正変更の認可に至るまでの間、別添の通り読み換えを行います。

以 上

STO-O14-027別添

株式会社グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン「原子力事業者防災業務計画」
の読み換え事項は以下の通り。

「原子力事業者防災業務計画」

別図第2 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報経路（1／2）

（1）事業所内での事象発生時の連絡経路

同

別図第2 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報経路（2／2）

（2）事業所外運搬での事象発生時の連絡経路

同

別図第3 原子力災害対策特別措置法第10条第1項の通報後の連絡経路（1／2）

（1）事業所内での事象発生時の連絡経路

同

別図第3 原子力災害対策特別措置法第10条第1項の通報後の連絡経路（2／2）

（2）事業所外運搬での事象発生時の連絡経路

以上の4つの図中の記載に関し、以下の通り読み換える。

現 行：環境省 原子力規制委員会 原子力規制庁 原子力防災課
改正後：環境省 原子力規制委員会 原子力規制庁 原子力災害対策・核物質防護課
現 行：内閣官房（内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付）
改正後：内閣官房（内閣官房副長官補（事態対処・危機管理担当）付）
現 行：内閣府 政策統括官付参事官（災害緊急事態対処担当）付
改正後：内閣府 政策統括官（原子力防災担当）付参事官（総括担当）付

以 上